

北海道から事業主の皆様へ

(北海道庁関係資料)

両立支援促進・就業環境改善アドバイザー派遣事業のお知らせ

北海道では、仕事と家庭の両立支援、非正規労働者の労働条件改善等の取組を幅広く応援しています。「両立支援促進・就業環境改善アドバイザー派遣事業」では、仕事と家庭が両立できる職場環境の整備や非正規労働者の労働条件改善を促進するため、就業規則、育児・介護休業規定等の整備、一般事業主行動計画の策定・届出、最低賃金引上げに対応するための労務管理など、職場のさまざまな事柄の助言をするためにアドバイザーを派遣します。

「誰もが働きやすい職場環境づくり」を目指す法人等のご応募を、お待ちしております。

1 派遣の対象となる事業所

仕事と家庭が両立できる職場環境を整備することや非正規労働者の労働条件改善を促進することなどにより、誰もが働きやすい職場づくりを目指す、常時雇用する従業員数が300人以下の道内に事業所を有する法人及び個人又は団体。

2 アドバイザーの業務

労務管理の専門家である**社会保険労務士等がアドバイザー**として、労働者の両立支援や誰もが働きやすい職場環境づくりに関連する主に次のような相談に対し、実際に企業を訪問して改善策をアドバイスします。

- ① 育児・介護休業制度についての指導及び助言
- ② 出産・育児後等の女性の再就業制度の整備についての指導及び助言
- ③ 在宅勤務・短時間勤務制度等多様な勤務制度の整備についての指導及び助言
- ④ 次世代育成支援対策推進法による一般事業主行動計画についての指導及び助言
- ⑤ 雇用管理の改善に関して、事業主が講ずるべき措置についての指導及び助言
- ⑥ 最低賃金引き上げに対応するための労務管理についての指導及び助言
- ⑦ 非正規労働者の正社員化に係る就業規則・給与制度等の整備・改正についての指導及び助言
- ⑧ 非正規労働者と正社員との間の均衡のとれた処遇の推進についての指導及び助言
- ⑨ その他、「北海道あったかファミリー応援企業」登録など、仕事と家庭が両立できる職場環境の整備、非正規労働者の就業環境の改善・整備についての指導及び助言
- ⑩ 上記①～⑨までの内容についてのセミナー等の講師

3 募集期間及び募集企業数

募集期間：平成27年6月22日（月）～（予定企業数が集まり次第、募集を終了します。）

募集企業数：12企業以内（先着順）

4 アドバイザー派遣に係る費用

無料となっています。（アドバイザーに係る派遣費用は道で負担します。）

5 申し込み方法

申請書に必要事項を記入の上、**北海道経済部労働政策局雇用労政課就業環境グループ**まで直接お申し込みください。

申込書の様式等は、雇用労政課ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

※ホームページアドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/yutori/ryouritu/adobaizer.htm>

※アドバイザーの派遣期間は、平成27年7月から平成28年3月を予定しています。

※ 相談内容についての秘密は厳守します。

■ お申し込み及びお問い合わせ先

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部労働政策局雇用労政課 就業環境グループ

電話 011-204-5354（ダイヤルイン）

育児や介護などの家庭を支援する

◆申請書提出窓口

北海道経済部労働政策局雇用労政課
就業環境グループ
〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

電話（直通）011-204-5354

（代表）011-231-4111（内線26-469）

申請書は、下記の道のホームページからもダウンロードできます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/yutori/ryouritu/attaka-touroku.htm>

北海道あったかファミリー応援企業シンボルマーク

（平成21年度制定）



赤は太陽、青は海と空、緑は大地、橙は光で
豊かな自然に恵まれた生活環境が優れた北海道のイメージ。

北海道の形を基調に、人々の元気あふれる笑顔
を象徴的に表現した。

北海道経済部労働政策局雇用労政課就業環境グループ
〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-204-5354

FAX 011-232-0159



北海道

「北海道あったかファミリー応援企業」に
登録しましょう！



北海道あったかファミリー応援企業シンボルマーク

あったかファミリー応援企業とは

男女が共に家庭と仕事を両立させることができる様々な制度と
職場環境をもつ企業のことをいいます

仕事と家庭の両立 北海道

検索



北海道

仕事と家庭の両立支援の取組を広く紹介し、登録企業を応援します！

登録を応援します

◆両立支援促進アドバイザーの無料派遣

希望する企業（道内に本社がある従業員300人以下の企業に限ります。）には、アドバイザー（社会保険労務士に委嘱）を無料で派遣し、就業規則の整備からあったかファミリー応援企業の登録まで適切なアドバイスをします。

アドバイス内容：就業規則、育児・介護休業規程等の整備、一般事業主行動計画の策定・届出、研修会、セミナー等の講師など

登録企業を応援します

◆登録企業の取組状況を紹介

北海道のホームページ等で登録企業の仕事と家庭の両立支援に向けた取組状況を紹介します。また、各企業のホームページへのリンクも設定できますので、自社のPRに活用できます。

◆北海道あったかファミリー応援企業シンボルマークの使用

北海道が定めたシンボルマークを自社の広告、会社案内などに使用することができます。消費者や顧客等に対して登録企業であることを大いにPRしてください。

◆北海道の中小企業制度融資の利用

中小企業者を対象とした道の低利の融資制度（ステップアップ貸付）を利用できます。

（注）本店が道外にあり、支店等が道内にある企業は、原則として「支店等の登記」がされており、道内の支店等に係る事業資金が対象となります。

◆北海道の物品購入等の発注の際に優遇されます

北海道が発注する物品購入等（印刷物の製造を含む）に係る見積合わせ等の業者の選定の際に配慮が受けられます。

◆北海道建設工事等競争入札参加資格審査の加点

北海道建設工事等競争入札参加資格審査において、技術・社会的要素の審査項目「仕事と家庭の両立支援（あったかファミリー登録）」として評価（加点）されます。

◆金融機関と連携した提携ローンの利用

金融機関と北海道が連携した金利の優遇が受けられる提携ローンを利用できます。

◆北海道両立支援推進企業表彰

特に優れた取組を実施している従業員300人以下の企業は、知事表彰を受けることができます。

北海道あったかファミリー応援企業に登録するには

◆登録対象

北海道内に事業所を有する企業（財団、社団法人等を含みます）

◆登録要件

次の全ての要件を満たすこと。

- ①次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画（注）を策定し、厚生労働省都道府県労働局に届出して、同計画を実践していること。
- ②育児・介護休業法に定める各休業制度等と同程度以上の規定があること。
- ③一般事業主行動計画に定めた取組目標や内容など、仕事と家庭の両立支援に向けた企業の取組を明らかにし、道のホームページ等で公表することに同意すること。

（注）一般事業主行動計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員101人以上の企業では届出が義務、100人以下の企業では努力義務とされています。

◆有効期間

一般事業主行動計画の計画期間の終了の日まで

登録の流れ

①就業規則（育児・介護休業規程等）の整備

②一般事業主行動計画の策定

③一般事業主行動計画策定届を厚生労働省都道府県労働局へ届出

④登録申請書の作成

⑤登録申請書の提出

⑥審査・登録

⑦登録証の交付
道のホームページ等で紹介します

⑧北海道あったかファミリー応援企業として優遇制度の利用及び対外的にPRできます

【平成27年度北海道両立支援推進企業表彰】 ご応募をお願いします！

ワークライフバランスの実現をめざす企業の皆さまへ

★募集期間：平成27年11月13日（金）まで★ 郵送の場合は当日消印有効

北海道では、労働者の仕事と家庭の両立を図るため、育児・介護休業制度の取組を積極的に推進している優れた企業を「北海道両立支援推進企業」として表彰し、その取組を広く紹介します。

このような企業が表彰の候補です

道内に本社又は主たる事業所を置き、常時雇用する労働者が300人以下の企業のうち、次のような取組を行っているものと認められる企業です。

ただし、本賞の受賞は1回限りとし、本賞と同一の功績で国の表彰等を受けたものは対象となりません。

- (1) 仕事と家庭の両立を積極的に推進するため、育児・介護休業法に定める各休業制度等と同程度以上の規定を有し、かつ、**規定に基づく休業制度等の利用者がいること。**
- (2) 次世代育成支援対策推進法に規定される**一般事業主行動計画を策定・届出した企業**で、その行動計画に企業独自の制度を導入しているなど、両立支援に積極的に取り組んでいること。
- (3) その他、在宅勤務制度や育児・介護等を理由に退職した労働者を再雇用する制度の規定を有しているなど、労働者の仕事と家庭の両立の促進に積極的に取り組んでいること。

応募方法



市町村若しくは関係団体からの推薦又は自薦によるものとします。
市町村及び関係団体からの推薦の場合は別紙様式1に、自薦の場合は別紙様式2に記載し、添付資料とともに応募先までお送りください。
別紙様式は、ホームページからもダウンロードできます。

応募・お問い合わせ

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部労働政策局雇用労政課就業環境グループ

電話 011-231-4111 （内線：26-471）

FAX 011-232-0159

HPアドレス

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/hyosyo.htm>

北海道トップページ
[新着情報]

または

[新着情報一覧]
を見る

北海道両立支援推進企業表彰の募集について

その他

表彰企業は、選考懇談会を経て選考のうえ決定しますが、内容確認のため、事前訪問調査や確認書類の提出をしていただく場合がありますので、ご協力願います。

なお、選考の結果、表彰企業に該当しない場合もありますので、ご了承ください。

平成26年度表彰企業

大野土建株式会社
(士別市)

社会福祉法人夕張みどりの会
(札幌市)

平成25年度表彰企業

株式会社 中山組
(札幌市)

株式会社 ネクサス
(帯広市)

平成24年度表彰企業

勇建設株式会社
(札幌市)

株式会社 佐野重機
(札幌市)

中村建設株式会社
(余市町)

受賞した企業については表彰式の実施、報道発表、道のホームページへの事例掲載など積極的なPRをいたします。



平成26年度表彰式

各企業の取組内容や過去の受賞企業などについては、道のホームページで紹介しておりますので、ご覧ください。 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/hyosyo.htm>

表彰企業の選考にあたっての考え方

表彰の対象となる企業は、おおむね次のような項目に該当する取組を行っている企業とし、これらの取組について、総合的に審査し選考することとしております。

- 1 育児・介護休業法に定める各休業制度等と同程度以上の規定があり、かつ、実際に利用者がいること。

育児・介護休業法に定める各休業制度等とは

- ・ 育児休業制度、介護休業制度
- ・ 子の看護休暇制度、介護休暇制度
- ・ 育児・介護を行う従業員に配慮した勤務時間の短縮等（短時間勤務制度・フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、所定外労働ができない制度等）

実際に利用者がいること

- ・ 概ね過去3年以内に、上記、各休業制度等のいずれかについて、1名以上の利用者がいること。

- 2 次世代育成支援対策推進法に規定される一般事業主行動計画を策定し、届出を行っていること。

- 3 その他、仕事と家庭の両立の促進に積極的に取り組んでいること。

次のような事例が対象となります。

- ・ 育児・介護を行う従業員を対象とした在宅勤務制度がある。
- ・ 育児・介護等を理由に退職した労働者を再雇用する制度がある。
- ・ 育児・介護休業取得者の職場復帰について、原則原職若しくは原職相当職への復帰を規定に明記している。
- ・ 育児・介護休業取得者の円滑な職場復帰のための教育訓練の機会を提供している。
- ・ 育児・介護休業期間中の経済的援助制度がある。
- ・ 上記各制度に実際の利用者がいる。

など

ご応募を
お待ちしております

コストアップに対応する資金のごあんない

北海道経済部地域経済局中小企業課

原油・原材料価格の高騰や人件費の増加、電気料金の値上げなどのコストアップへの影響に対応するため、道では、中小企業総合振興資金に次の資金メニューを用意し、中小企業者の方々の資金繰りを支援しています。

□制度の概要

	経営環境変化対応貸付	原料等高騰
資金のポイント	人件費の増加や商品仕入など様々なコストアップの影響によって、利益や売上が減少している場合に利用できます。	原油・原材料価格の高騰の影響によって、売上原価や販管費（人件費を除く。）が増加している場合に利用できます。
融資対象	(1) 最近3か月の売上高（生産高）が前年同期に比べ5%以上減少している中小企業者等 (2) 最近3か月の売上高（生産高）が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の売上高（生産高）が前々年度の売上高（生産高）に比べ減少している中小企業者等 (3) 前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少している中小企業者等 (4) 最近3か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少している中小企業者等	(1) 原料等価格の高騰の影響により、最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合（売上原価率等）が前年同期に比べ増加している中小企業者等 (2) 原料等価格の高騰の影響により、原則として最近1か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みの中小企業者等 (3) 原料等価格の高騰の影響を受けており、省エネルギーに資する施設や新エネルギー等を使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入する中小企業者等
資金使途	事業資金（運転資金・設備資金）	(1)・(2)運転資金 (3)設備資金
融資金額	5,000万円以内	1億円以内
融資期間	10年以内（うち据置2年以内）	10年以内（うち据置2年以内）
融資利率	《固定金利》 3年以内 年1.2% 5年以内 年1.4% 7年以内 年1.6% 10年以内 年1.8% 《変動金利》 年1.2% （融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る）	《固定金利》 5年以内 年1.1% 10年以内 年1.3% 《変動金利》 年1.1% （融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る）
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

※金融機関及び信用保証協会の審査の結果によっては、ご希望の融資を受けられない場合があります。

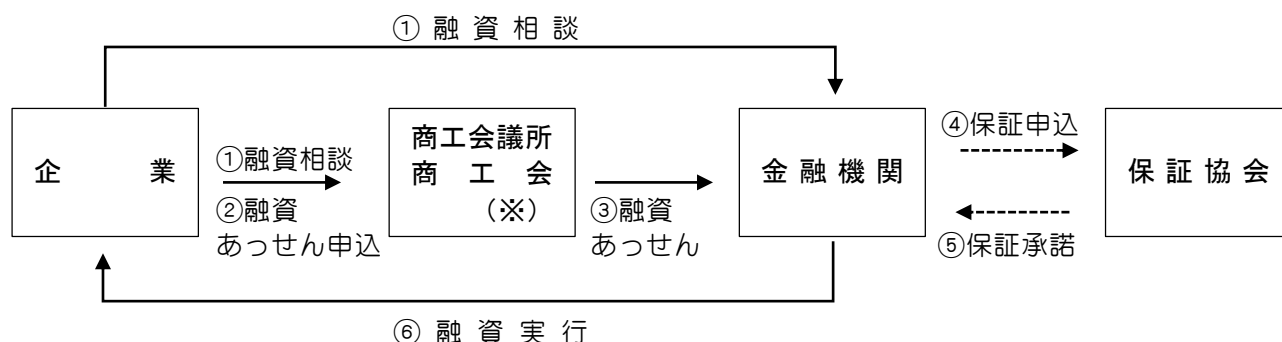
□お申し込み方法

資金の借入を希望する方は、所定の「融資あっせん申込書」に必要な事項を記載し、次の書類を添えて地元の商工会議所又は商工会に“融資あっせん”の申込みをしてください。

○ 申込みに必要な書類

- ・ 最近2か年分の決算書等
(2期分の決算又は申告を終えていない場合は、提出可能な決算書等及び直近の試算表)
- ・ 法人の場合は、商業登記簿謄本又は登記事項証明書
- ・ 設備資金の場合は、見積書又は契約書
- ・ 売上高や売上原価などの科目(費用)内容を証明できる書類(月次試算表など)
- ・ 事業計画書(別に定める様式)等

□融資までの基本的な流れ



- (※) ・ 中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込みも可。
・ (公財) 北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。

□お問い合わせ先

お近くの信用保証協会、各商工会議所、各商工会、北海道中小企業団体中央会、(公財)北海道中小企業総合支援センターまたは次の道庁の窓口へお気軽にお問い合わせください。(電話番号は、担当係(グループ)への直通番号です。)

経済部地域経済局中小企業課	011-204-5346	檜山振興局商工労働観光課	0139-52-6641
空知総合振興局商工労働観光課	0126-20-0061	上川総合振興局商工労働観光課	0166-46-5940
石狩振興局商工労働観光課	011-204-5827	留萌振興局商工労働観光課	0164-42-8440
後志総合振興局商工労働観光課	0136-23-1362	宗谷総合振興局商工労働観光課	0162-33-2925
後志総合振興局小樽商工労働事務所	0134-22-5525	林-ツク総合振興局商工労働観光課	0152-41-0636
胆振総合振興局商工労働観光課	0143-24-9589	十勝総合振興局商工労働観光課	0155-26-9044
日高振興局商工労働観光課	0146-22-9281	釧路総合振興局商工労働観光課	0154-43-9182
渡島総合振興局商工労働観光課	0138-47-9459	根室振興局商工労働観光課	0153-24-5619

ホームページアドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/>

□その他 中小企業への支援施策などについてはこちら

- 北海道経済部 経済企画室 [道の経済施策全般について]
TEL : 011-204-5308 URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/>
- 公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター [道内中小企業の総合支援機関]
TEL : 011-232-2001 URL : <http://www.hsc.or.jp/>

信用保証料補助制度のご案内

北海道経済部地域経済局中小企業課

道では、原料等価格の高騰や人件費の増加、さらには電気料金の再値上げなど様々なコストアップの影響により、経営に支障を来している中小企業の方々の支援するため、道の中小企業総合振興資金を利用した方の保証料の一部を補助します。

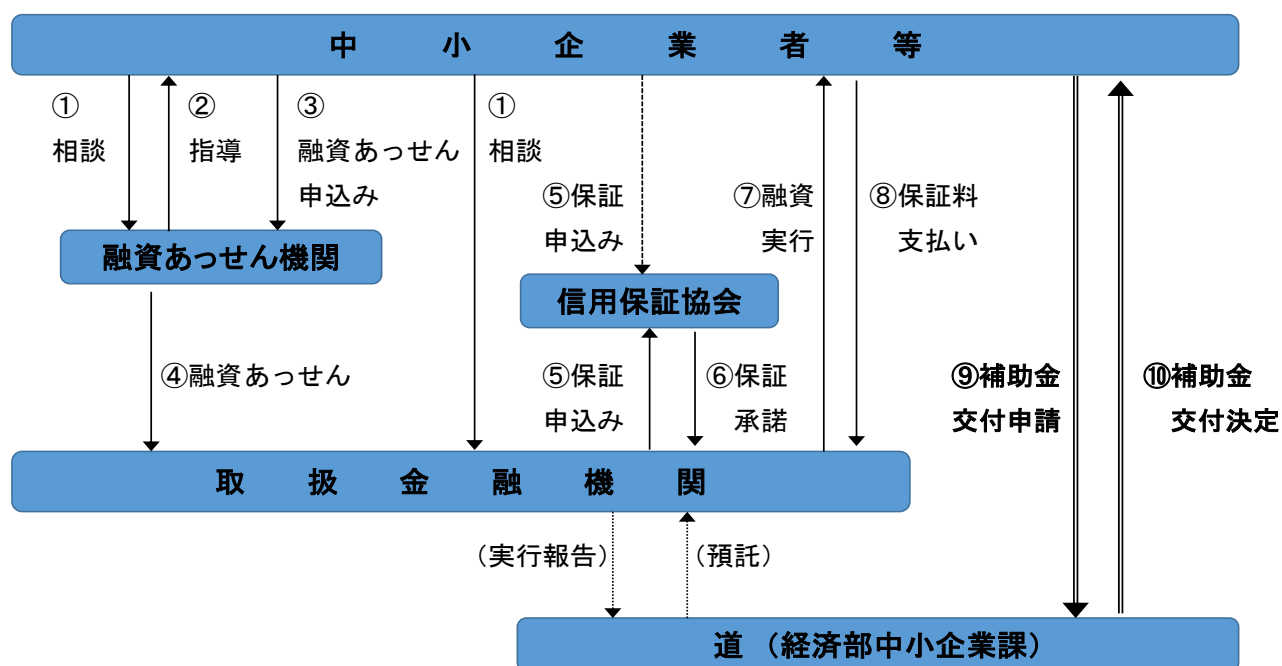
1 補助制度の概要

補助を受けられるのは誰？	☞ 信用保証付で道の中小企業総合振興資金を利用される方
対象となる資金は何？	☞ 「経営環境変化対応貸付（融資対象区分が認定企業及び災害復旧であるものを除く）」が対象です。 ↓ 詳細は下記「2. 資金の概要」を参照ください。
補助の対象は？	☞ 信用保証協会に支払う保証料
補助の割合（補助率）は？	☞ 平成27年度に支払う保証料の10/10以内、ただし 保証料総額の1/3 を限度とします。
補助金はいつ申請するのか？	☞ 原則、対象となる資金を借り入れた日から30日以内に道（経済部中小企業課）へ申請してください。
補助制度の取扱期間は？	☞ 平成28年3月までに融資を受ける方が対象です。
保証料率はいくらか？	☞ 中小企業の経営状況に応じて9段階（0.40%～1.71%）の料率体系になっています。 ※対象資金については、北海道信用保証協会の独自割引措置が適用されております。（上記は割引適用後の保証料率）
保証料はどれくらい掛かるのか？ （補助金の交付額は？）	☞ 上記の保証料率のほか、融資金額や融資期間に基づき算出します。 例えば、保証料率0.9%の企業が、1,000万円を分割返済で10年間借りた場合、保証料は495,000円（道からの補助金は165,000円）になります。

2 資金の概要

	経営環境変化対応貸付	原料等高騰
資金のポイント	人件費の増加や商品仕入など様々なコストアップの影響によって、利益や売上が減少している場合に利用できます。	原料等価格の高騰の影響によって、売上原価や販管費（人件費を除く）が増加している場合に利用できます。
資金使途	運転資金又は設備資金	
融資金額	5,000万円以内	1億円以内
融資期間	10年以内（うち据置2年以内）	
融資利率	《固定金利》 年1.2%～年1.8% 《変動金利》 年1.2%	《固定金利》 年1.1%～年1.3% 《変動金利》 年1.1%

3 資金の融資から補助金申込みまでの流れ



4 申請に必要な書類

- ① 補助金等交付申請書（経済第51号様式）
- ② 信用保証料の支払に係る金融機関の受領証明書（補助金交付要綱別記様式）
（融資を受けた金融機関で作成されますので、金融機関に発行を依頼して下さい）
- ③ 北海道中小企業総合振興資金融資あっせん申込書（あっせん機関の押印があるもの）の写し
（融資要領別紙共通第1号様式）
- ④ 信用保証協会が発行する「信用保証決定のお知らせ」及び「信用保証書」の写し
- ⑤ 口座振替払申出書

上記①、②及び⑤の様式については、次のアドレスで入手できます。

URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/hoshouryouho.jo.htm>

5 申請書類の提出先

〒060-8588

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部地域経済局中小企業課金融グループ

6 お問い合わせ先

本補助金の申請に関し、ご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせ下さい。

北海道経済部地域経済局中小企業課金融グループ

電 話 011-204-5346（直通）（平日）8:45～17:30

FAX 011-232-1041

E-mail: keizai.chushokigyo1@pref.hokkaido.lg.jp